

戸高秀樹 BOXING GYM STUDIO Bee 会員規約

第一条	名称 本ジムは戸高秀樹ボクシングジム スタジオ・ビーと称する。	① 会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届出なければならない	① 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 1・退会 2・除名 3・死亡 4・ジムの閉鎖の時
第二条	目的 本ジムは会員が施設を利用して、心身の健康の維持および増進を図ると共にプロ・アマボクシングの選手強化を目的とする。	② 会員への通知が必要な場合は、会員から届出のあった最新の住所に行き本ジムは以後の責任を問わないものとする。	第十六条 会員資格の譲渡 会員の資格は譲渡できない。
第三条	会員 会員のコース種類は別紙規定の通りとし、記名式とする。この会員のコース種類は本ジムが適宜変更することが出来る。	第十一条 退会 ① 会員が本ジムを退会する場合は、会員証を添付の上退会届を提出すること。尚、会費等の未納金がある場合は完納すること。 ② 退会月の会費は月の途中であっても全額を領収するものとする。 ③ 退会届は指定の用紙に記入し別紙規則に定める期日までにジムへ提出しなければならない。	第十七条 規約規則の遵守 本ジム会員は本契約、規約を遵守し、本ジムの施設を利用する際は本ジムの管理者及び従業員の指示に従うこと。
第四条	入会 本ジムの入会を希望する者は規約及び諸規定を了承の上、所定の申込み手続きを行いジムの承諾を得た上で所定の入会金等を本ジムに払い込むことにより会員としての資格を取得する。	第十二条 会員種別コース変更 ① 会員が会員の種別を変更する場合は、会員種別・コース変更届を提出すれば、会員種別またはコースを変更することができる ② 会員コース種別変更届は指定の用紙に記入し別紙規則に定める期日までにジムへ提出しなければならない	第十八条 使用の制限 本ジムは、行事その他必要と認める場合、一定の期間本ジムの施設の全部又は一部の利用を制限することがある
第五条	会員の要件 本ジム会員は次の各号に該当するものとする。 ① 会員は本ジムが認証したものである ② 会員は健康に異常のないものである ③ 会員は刺青をしていないものである	第十三条 会員資格の停止及び除名 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、会員の資格を一時停止又は除名することができる ① 本ジムの規約およびその他の規則、利用規定に反したとき ② 本ジムを中傷又は本ジムの名誉を著しく傷つけたとき ③ 本ジムに対する諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納し、本ジム催告に応じないとき。但し、その間の諸費用は支払うものとする ④ 公序良俗に反する行為があったとき ⑤ 本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき	第十九条 休日・休業 本ジムの休日は、スケジュール表によって、会員にしらせるものとし、また、本ジムが天災地等の不時の災害を負ったとき、あるいは施設の補修または改装をするときは、一定期間ジム施設の全部または、一部を休業又は閉鎖することがある。
第六条	会員の施設利用範囲 会員は本ジムの定める諸規定に従い、本ジムが別に定める曜日と、時間帯に本施設を利用できることとする。	第十四条 休会 会員は下記の公的且つ正当な事由により、休会の手続きを行うことにより本ジムの承認を得て休会することができる ① 会員が本ジムを休会する場合は、会員証を添付の上、休会届を提出する事 ② 休会届は指定の用紙に記入し、別紙規則に定める期日までにジムへ提出しなければならない ③ 海外移住、転勤などにより本人が本クラブの利用特典を一定期間享受できないと判断される場合 ④ 妊娠・疾病・ケガ・障害等・本ジムの一般活動への参加が当面不可能であり、退会する意思が本人に無い場合 ⑤ 会員が当ジムを休会する場合、休会費は一個人につき一律¥1,000（税別）とします。 ⑥ 休会期間は1ヶ月から最長3ヶ月とします。 ⑦ その他本ジムが正当な事由と認めた場合	第二十条 ジムの閉鎖 本ジムは止むを得ざる事情による場合、相当の予告期間をおいた上、本ジムを閉鎖することができる。会員はこれに関して何等の異議も唱えず、また如何なる種類の請求もしないものとする。
第七条	入会金 入会金は本ジムが定める金額とし、如何なる場合も一切返還されないものとする。		第二十一条 事故等 本ジムの施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について、本ジムは会員及び利用者に対していかなる責任も負わないものとする。
第八条	月会費 ① 月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法の方法で支払うこととする ② 月会費は第13条、14条の届けが無い限り利用の有無に関わらず支払うこととする		第二十二条 会員以外の施設利用 本ジムは特に必要と認めた場合、当規約に定める会員以外の者に本ジムの施設を利用させることができるものとし、会員はこれに関し、何等の異議を唱えずまた如何なる種類の請求もしないものとする。
第九条	会員証 ① 本ジムは会員に対して記名式会員証を発行する ② 記名式会員証の使用は記名本人に限る ③ 会員が本施設を利用する場合は、本ジム入場の際、フロントにて記名式会員証を提示すること ④ 会員は会員証を他への譲渡、または貸与したり、担保の目的に供したりすることはできない ⑤ 会員は会員証を紛失した場合は、速やかに所定の再発行の申請手続きをとること。再発行に伴う費用は実費負担とする。執行手続きを怠り、本ジムに損害を与えた場合は、当該会員は損害の補償をすること。 ⑥ チケット会員に限り、会員証(チケット)の再発行は出来ないものとする。 ⑦ チケット会員についてはチケットを会員証とする。		第二十三条 会員の損害賠償責任 会員がジム内で自己の任に帰すべき事由により本ジム又は、第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の責に任ずるものとする。
第十条	変更事項の届出	第十五条 資格喪失	第二十四条 通知 本ジムからの会員に対する通知は本ジム内の公示板に提示する。但し郵便、電話等により通知する時もある。 第二十五条 規則（利用規則等） 本ジムの運営の為に必要な具体事項は別にさだめるものとし、必要に応じてこれを変更することができる。 付則 本規則は本ジムの正規の成立以前、設立の準備の過程においてもこれを準用する。